掛川市規則第１号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに制定する。

令和２年３月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年掛川市条例第８号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートタイム会計年度任用職員　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。

(2) フルタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の号給の基準）

第３条　条例第３条第３項の規則で定める基準は、別表第１左欄に掲げるの職種の区分に応じ、同表中欄に定める号給とする。

２　新たに会計年度任用職員となった者のうち、本市において別表第１左欄に掲げる職種と同種の職種での在職期間を有する者の号給については、前項の規定にかかわらず、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数に、その在職期間（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）が２年となるまでは４、２年を超える場合は当該超えた年数につき２を在職期間の年数の数に乗じて得た数の合計を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

３　前項に規定する号給は、別表第１左欄に掲げる職種の区分に応じ、同表右欄に定める上限号給を超えない号給とする。

（在職期間）

第４条　前条における在職期間は、会計年度任用職員として本市に任用された従前の期間の通算期間とする。

２　前項に定める期間以外の職務経験を有する者は、別表第２に定める経験年数換算表に定めるところにより、前条に定める在職期間に加えることができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第５条　条例第７条第２項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の給与の減額は、フルタイム会計年度任用職員が第24条の規定により年次有給休暇を取得した場合又は第25条第２項の規定により有給の特別休暇を取得した場合を除き、勤務しない時間に掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号。以下「給与条例」という。）第27条第１項に定める給与額を乗じて

得た額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬の額）

第６条　条例第10条の規定によるパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第８条に規定する勤務時間単価に、給与条例第23条の再任用短時間勤務職員の規定による割合を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第７条　パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、第24条の規定により年次有給休暇を取得した場合又は第25条第２項の規定により有給の特別休暇を取得した場合を除き、勤務しない時間に勤務時間単価を乗じて得た額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務時間単価）

第８条　前２条の勤務時間単価は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 時給職員（報酬の支給を時間給により受けるパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）　条例第９条第３項に定める額

(2) 月給職員（報酬の支給を月給により受けるパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）

ア　前条の規定に係る勤務時間単価　報酬月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

イ　第６条の規定に係る勤務時間単価　報酬月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから１日当たりの勤務時間に20を乗じたものを減じたもので除して得た額

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第９条　条例第６条第１項の規定により期末手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。)に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外のものとする。

(1) 無給休職者（法第28条第２項第１号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていないものをいう。）

(2) 刑事休職者（法第28条第２項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

(3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）

(4) 専従休職者（法第55条の２第１項ただし書の許可を受けている職員をいう。）

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第２条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がない職員

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額及び支給割合）

第10条　条例第６条第２項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の期末手当の額及び支給割合は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における次条に規定するフルタイム会計年度任用職員として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた１週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ６箇月　100分の100

(2) ５箇月以上６箇月未満　100分の80

(3) ３箇月以上５箇月未満　100分の60

(4) ２箇月以上３箇月未満　100分の30

２　期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) フルタイム会計年度任用職員　基準日現在において支給すべき給料および地域手当の合計額

(2) パートタイム会計年度任用職員　当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額に、任命権者がその者について定めた１週間当たりの勤務時間を一般常勤職員の１週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間）

第11条　条例第６条第２項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 育児休業法第２条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その２分の１の期間

(2) 休職にされていた期間については、その２分の１の期間

(3) 割り振られた１日当たりの勤務時間に満たない時間が１時間以上である欠勤した期間

２　公務傷病等による休職者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

（会計年度任用職員の期末手当の支給制限等）

第12条　会計年度任用職員の期末手当の支給制限及び一時差し止めについては、給与条例第32条及

び第33条の規定の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の休職者の報酬等）

第13条　パートタイム会計年度任用職員が法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、当該休職の期間中、報酬、費用弁償及び期末手当の全額を支給しない。

２　パートタイム会計年度任用職員が法第28条第２項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、当該休職期間中、条例第10条に定める報酬を除く報酬の100分の60以内を支給することができる。

３　前項の報酬の額は、条例第９条で規定する報酬の基本額（報酬の基本額を時間額で定める場合は、その報酬の基本額に月の初日から末日までの間の当該職員の正規の勤務時間（第18条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の時間数を乗じて得た額）とする。

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第14条　条例第14条に定めるパートタイム会計年度任用職員の費用弁償の支給方法について、任命権者がその者について定めた１週間当たりの勤務日数が週２日以下となる者の通勤手当に相当する費用弁償の額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 週２日　一般常勤職員の通勤手当の例により計算された額の５分の２に相当する額

(2) 週１日　一般常勤職員の通勤手当の例により計算された額の５分の１に相当する額

２　当該年度における勤務日数の合計が11日以下となるときは、前項の規定にかかわらず、通勤手当に相当する費用弁償を行わない。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給方法）

第15条　条例第14条に定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償（期末手当を除く。以下「報酬等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給方法とする。

(1) 時給職員に係る報酬等　当該月の初日から末日までを計算期間として、翌月の末日（当該末日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、当該末日前における直近の休日、土曜日又は日曜日でない日。次項において同じ。）に支給する方法

(2) 月給職員に係る報酬等　当該月の初日から末日までを計算期間として、その月の末日（当該末日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、当該末日前における直近の休日、土曜日又は日曜日でない日）に支給する方法（ただし、割増賃金は、翌月の末日に支給する。）

２　前項の月給職員が月の途中から採用された場合又は月の途中で退職した場合における当該月に係る報酬等の額は、当該月に勤務した日数を勤務すべき日数で除して得た数を報酬等の月額に乗

じて得た額とする。

３　任用期間が２月以内の職員に係る報酬等の計算期間は、第１項及び第２項の規定にかかわらず、任用開始から任用終了日までを計算期間とし、当該計算期間の末日の翌日から起算して16日以内となる日をもって、報酬等の支給日とすることができるものとする。ただし、当該計算期間は、１月を超えて設定することはできない。

４　報酬等は、口座振替の方法により支給することができる。

（任用の手続）

第16条　会計年度任用職員を任用しようとする所属長又は出先機関の長（以下「所属長等」という。）は、任用日の10日前までに任命権者に申請しなければならない。

２　所属長等は、前項の規定による申請をするときは、あらかじめ直属の部長及び人事担当課長に協議しなければならない。

３　任命権者は、第１項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、任用の可否を決定するものとする。

４　任命権者は、前項の規定により任用を決定したときは、書面により任用の決定をした者に通知するものとする。

５　任用の決定をした者は、前項の通知があったときは、当該任用を承認する旨の書面を人事担当課を経由して任命権者に提出しなければならない。

６　人事担当課長は、任用の決定をした者が決定した場合には、任用の決定をした者の氏名及び勤務条件を、申請のあった所属長等に対し速やかに通知するものとし、通知を受けた所属長等はその内容を直属の部長に報告するものとする。

（免職）

第17条　任命権者は、任用期間の中途において事務若しくは事業の運営上任用を継続する必要がなくなった場合又は当該会計年度任用職員から退職の申出があった場合は、当該会計年度任用職員を免職することができる。

２　任命権者は、前項の規定により会計年度任用職員を免職する場合（前項の規定により当該会計年度任用職員から退職の申出があった場合を除く。）において、任用期間が残っているときには、免職しようとする日の30日前までに、その旨を当該会計年度任用職員に通知しなければならない。ただし、免職する事由が当該会計年度任用職員の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

（勤務時間）

第18条　条例第17条の会計年度任用職員の勤務時間は、一般職常勤職員の勤務時間を超えない範囲内において、職種に応じ、任命権者が別に定める。

２　任命権者は、やむを得ない理由により、会計年度任用職員に対して勤務を要さない日に勤務を命ずる場合には、当該会計年度任用職員の勤務条件に応じて、掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第５条の規定に準じて所定の振替を行うものとする。

（休憩時間）

第19条　会計年度任用職員の休憩時間については、一般職常勤職員の例による。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第20条　任命権者は、正規の勤務時間以外の時間における勤務時間条例第８条に規定する勤務を、一般職常勤職員の例により、会計年度任用職員に命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限）

第21条　育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、一般職常勤職員の例による。

（会計年度任用職員の休日及び休日の代休日）

第22条　会計年度任用職員の休日及び休日の代休日の指定については、一般職常勤職員の例による。

（休暇の種類）

第23条　会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第24条　任命権者は、会計年度任用職員（任用期間が２月以内の会計年度任用職員を除く。以下第27条までにおいて同じ。）に対し、年次有給休暇を付与するものとし、その日数は、一の年において別表第３に定める日数とする。

２　年次有給休暇の取得期間は、当該会計年度の４月１日から翌年の３月31日までとし、再度の任用の場合における前年度の残日数については、前年度の付与日数の範囲内において、これを繰り越すものとする。ただし、繰り越すべき年次有給休暇の残日数に１日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。

３　年次有給休暇の単位は、１日とする。ただし、会計年度任用職員の申出があったときは、１時間を単位とすることができる。

４　任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、

他の時季にこれを与えることができる。

（特別休暇）

第25条　任命権者は、会計年度任用職員に対し、有給及び無給の特別休暇を付与することができる。

２　有給の特別休暇は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合に付与するものとし、当該休暇に係る期間については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 選挙権その他公民としての権利の行使をする場合　必要と認める期間

(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合　必要と認める期間

(3) 地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　７日の範囲内の期間

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下「災害等」という。)により出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認める期間

(6) 忌引　別表第４に定める期間の範囲内において必要と認める連続する期間

(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　市長が定める期間内における連続する５日の範囲内の期間

(8) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年の５月から９月までの期間内において必要と認められる５日以内の期間

(9) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

(10) 妊娠中の女性の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合　適宜休息し、又は補食するために必要な時間

(11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断その他感染症の予防上必要な措置により勤務することが不適当な場合　必要と認められる期間

３　無給の特別休暇は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に付与するものとし、当該休暇に係る期間については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 女性の会計年度任用職員が出産する場合　医師又は助産師の証明により出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産日の翌日から起算して８週間を経過する日までの期間

(2) 生後満１年に達しない子を育てる女性の会計年度任用職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日につき２回（１回につき30分）

(3) 会計年度任用職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者が負傷又は疾病のため看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める世話を含む。以下同じ。)を必要とする場合で、当該会計年度任用職員が看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年度において５日（小学校就学の始期に達するまでの子を２人以上養育する職員が当該子を看護する場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(4) 勤務時間条例第９条第４項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(5) 女性の会計年度任用職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合　必要な期間

(6) 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前項第９号に掲げる場合を除く。）　一の年度において10日

(7) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

(8) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合　正規の勤務時間の始め又は終わりに、１日を通じて１時間を超えない範囲内で、必要な時間

(9) 妊娠中又は出産後１年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第１項に規定する健康診査を受ける場合　別表第５に定める受診回数（医師等の特別の指示があったときは、当該指示された回数）で、１回につ

き、必要な時間

(10) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が認める場合　当該会計年度任用職員が請求した期間

（介護休暇）

第26条　会計年度任用職員の介護休暇は、次項に定める会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇とし、その期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、任命権者が、掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号。以下「勤務時間規則」という。）第13条の規定の例により、当該会計年度任用職員の申出に基づき、３回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第１項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

２　介護休暇を申し出ることができる会計年度任用職員は、前項の申出の時点において、１週間の勤務日の日数が３日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下この項において「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上であり、かつ、当該申出において前項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から６月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものとする。

３　介護休暇の単位については、勤務時間規則第18条の２の規定の例による。

（介護時間）

第27条　介護時間は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇とする。

２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間（当該会計年度任用職員について１日に定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　会計年度任用職員の介護時間の単位は30分とし、当該休暇は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（前項に規定する減じた時間が２時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（第７条第３項第２号に規定する特別休暇又は育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時

間から当該特別休暇及び部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

（雑則）

第28条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

会計年度任用職員の初任給及び上限号給基準表

職　　種	初任給	上限号給
一般事務、図書館司書、交通事故相談員	1級1号給	1級11号給
給食員	1級13号給	1級23号給
幼児教育指導主事	1級37号給	1級47号給
幼児教育士、発達相談員、言葉の教室指導員、就労支援員、外国人支援員、准看護師、家庭児童相談員、SE	1級22号給	1級36号給
幼児教育士 （担任1年目）	1級27号給	1級27号給
幼児教育士 （担任2年目以降）	2級1号給	2級11号給
業務員	1級28号給	1級38号給
保健師、看護師、介護支援専門員、消費生活相談員、助産師、子ども未来コーディネーター、小学校外国語活動支援員、特別支援介助士、初任教員等指導員	1級46号給	1級60号給
外国人児童生徒支援員	1級65号給	1級75号給
その他特殊な技能、経験等を要する職	1級16号給	1級26号給

備考

給与条例別表第１の職務の級及び号給に示される給料月額とする。

別表第２（第４条関係）

経　験　年　数　換　算　表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備　　考
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員又は外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	８割以下	他の職員との均衡を著しく失する場合は、この限りでない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	８割以下	
その他の期間	教育、医療等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	５割以下	技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間については、８割以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）とする。
	その他のもの	５割以下	職員としての職務に役立つと市長が認めた期間における換算率については、市長が別に定める。

別表第３（第24条関係）

会計年度任用職員の年次有給休暇の基準

勤務日数 勤続期間	５日	４日	３日	２日	１日
１年未満	10日	７日	５日	３日	１日
１年以上	11日	８日	６日	４日	２日
２年以上	12日	９日	６日	４日	２日
３年以上	14日	10日	８日	５日	２日
４年以上	16日	12日	９日	６日	３日
５年以上	18日	13日	10日	６日	３日
６年以上	20日	15日	11日	７日	３日

備考

１　勤務日数は、１週間当たりの勤務日数とする。

２　年度途中から任用された会計年度任用職員等に係る年次有給休暇の付与日数は、この表に定める年次有給休暇の付与日数に、当該任用期間における勤務日数を年間の勤務日数で除して得た数を乗じて得た日数（その数に１日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。ただし、任用期間が６月以上の者は、この限りでない。

３　年度の途中において、任用期間を延長することとなった者の年次有給休暇の付与日数（任用期間延長分）は、当初の任用開始日から延長された任用満了日までを通算の上、前項に規定する方法により求めた日数から、既に付与した日数を差し引いた日数とする。

別表第４（第25条関係）

親　族　の　区　分		期　間
配偶者		10日
血族	父母	７日
	子	５日
	祖父母	３日
	孫	１日
	兄弟姉妹	３日
	伯叔父母	１日
姻族	父母の配偶者又は配偶者の父母	３日
	子の配偶者又は配偶者の子	１日
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	１日
	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	１日
	伯叔父母の配偶者	１日

別表第５（第25条関係）

対　　象　　期　　間	回　　数
妊娠満23週まで	４週間に１回
妊娠満24週から満35週まで	２週間に１回
妊娠満36週から出産まで	１週間に１回
産後１年まで	１回